

第2部 災害予防・応急対策

第1章 活動体制

第1節 組織体制

区役所は、市域において災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害応急対策を行うための組織及び動員体制を整備する。

1-1 区災害対策本部

防災対策の推進を図るため必要と認めるときは、区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

ア 大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。

イ その他区長が必要と認めたとき。なお、この場合は市長に報告する。

(2) 設置者及び設置場所

区長は、区本部を区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。

(3) 組織

区本部の事務を分掌させるために、班を置く。

班の名称及び分掌事務については、別表1-1、1-2のとおりとする。区本部長は、特に必要があると認めるときは、別表1-1、1-2と異なる編成をとることができる。

区本部長は、自主防災組織等その他の団体を区本部の組織に加えることができる。

(4) 区本部長等の職務

ア 区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し災害対策の遂行に必要な限りにおいて必要な指示をすることができる。

イ 区副本部長（副区長）

区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 緊急区本部員

勤務時間外に区本部が設置される場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員。区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

(5) 市本部連絡員（各部の長及び区本部長が指名する職員）

市本部連絡員室に常駐し、区本部と市本部との連絡にあたる。なお、市本部連絡員の参集については市本部から指示する。

(6) 廃止

区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。

ア 被害の発生するおそれが解消したとき。

- イ 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ウ その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき。

1-2 区災害対策警戒本部（以下、「区警戒本部」という。）

災害による被害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置するまでに至らないときまたは設置するまでの間において設置する。

(1) 設置基準

大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）が設置されたとき。

(2) 設置者及び設置場所

区長は、区警戒本部を区役所内に設置する。

(3) 組織・所掌事務

区警戒本部の事務分掌は別表1-1、1-2を準用する。

区警戒本部長は、自主防災組織等その他の団体を区警戒本部の組織に加えることができる。

(4) 区警戒本部長の職務

ア 区警戒本部長（区長）

市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。なお、災害時などの緊急時に臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理室に報告する。

イ 区警戒副本部長（副区長等）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(5) 廃止

区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

1-3 情報連絡体制

市域に災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときに、各所属長が相互に情報連絡が可能な体制を設ける。

(1) 設置基準及び設置場所

区長は情報連絡体制を区役所内に設置する。

(2) 業務内容

区長から指名を受けた職員が速やかに情報連絡を行う職務にあたる。

(3) 解除

ア 被害の発生するおそれが解消したとき

イ その他、危機管理監が情報連絡体制の必要がなくなったと認めたとき

組織体制一覧表

体制	本部長	設置基準	設置場所
区本部	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・市本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき 	区役所内 ※設置できない場合は代替場所

区警戒本部	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・市警戒本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき 	区役所内
情報連絡体制	区長	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府域に津波注意報が発表されたとき ・気象庁震度観測点(大阪中央区大手前)において長周期地震動階級3又は4が観測されたとき ・その他区本部長が必要と認めたとき 	区役所内

「区本部」の班の名称、分掌事務

区本部の班名称及び分掌事務

庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班の連絡調整に関する事 2 各部、関係機関への応援協力要請に関する事 3 災害対策本部との連絡に関する事 4 予算計理に関する事 5 情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 義援金品の受付、並びに保管に関する事 7 災害記録（写真・映像含む）に関する事 8 ボランティアの調整に関する事 9 他の班の所管に属しない事
広報調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の調査に関する事 2 学校園等との連絡調整に関する事
救助班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の応急救助に関する事 2 救援物資の調達保管及び配給に関する事 3 罹災・被災証明書の発行に関する事 4 義援金の配分に関する事 5 団体等の協力活動の連絡調整に関する事
避難受入班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の受入に関する事 2 避難者の誘導に関する事 3 避難所受入状況の把握に関する事
保健福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事 2 防疫・保健衛生に関する事 3 区医師会等との連絡調整に関する事 4 遺体安置に関する事

区本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市本部長に報告しなければならない。

第2節 動員配備体制

災害が発生し、又は被害が発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員の動員配備を行う。

区長は、災害の状況に応じ、各分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

動 員 種 別 表

種別	災害状況	対象
1号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※「指定職員」

各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する。

2-1 動員

(1) 地震・津波による勤務時間外における参集

ア 震度6弱以上が発表された場合

(ア) 自動参集の基準

全職員は、勤務時間外に市域において震度6弱以上（気象庁発表）を観測したときは、1号動員の指令があったものとして、速やかに、次に定める区分により参集すること。

(イ) 自動参集の区分

自動参集の区分は、「所属参集」と「直近参集」とする。

(ウ) 所属参集

本計画に定める分掌事務を遂行するうえで特に必要とする職員は、自己の勤務する場所等に自動参集する。

(エ) 直近参集

所属参集以外の職員は、発災時に所在する地点から徒歩により概ね2時間以内に参集できる場合は、指定された区役所へ参集することを基本とする。直近参集者は、参

集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

(オ) 協力参集

勤務時間外における区本部及び災害時避難所の設置・運営等に必要の人員を確保するため、協力部（所属参集・直近参集・危機管理部などに従事する職員を除く）から、区本部へ協力参集する職員（協力参集者）を危機管理室が指名する。区長は、協力参集者の指揮監督を行い、区本部における初期初動体制の強化を図る。

イ 震度5強の場合

職員は、勤務時間外に大阪市域において震度5強（気象庁発表）を観測したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する職場等に自動参集すること。

また、上記ア（エ）直近参集に該当する者については、発災時に所在する地点から徒歩により概ね2時間以内に参集できる場合は、指定された区役所へ参集することを基本とする。

直近参集者は、参集先の本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたるものとする。

ウ 震度5弱の場合

職員は、勤務時間外に大阪市域において震度5弱（気象庁発表）を観測したときは、2号動員の指令があったものとして、自己の勤務する職場等に自動参集すること。

エ 震度4の場合

職員は、勤務時間外に大阪市域において震度4（気象庁発表）を観測したときは、3号動員の指令があったものとして、自己の勤務する職場等に自動参集すること。

オ 市本部連絡員・緊急区本部員の自動参集

勤務時間外に大阪市域において市本部連絡員は震度5弱以上（気象庁発表）、緊急区本部員は震度4以上（気象庁発表）を観測したときは、指定された場所に自動的に参集すること。

(2) 風水害による勤務時間外における参集

ア 台風時等以外で事前に災害が予測できない場合

(ア) 自動参集の基準

A 市域に特別警報（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき、又は災害（河川氾濫・高潮）が発生したときは1号動員の指令があったものとみなす。

勤務時間外にあっては、職員は速やかに参集する。

B 市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、又は大雨警報、洪水警報が発表されたときは4号動員の指令があったものとみなす。勤務時間外にあっては、職員は速やかに参集する。

ただし、動員人員については別に定める。

イ 台風時等で事前に災害が予測できる場合

台風が市域に接近する前に气象台による説明会が開催されるなど、事前に災害の発生が予測できる場合には、危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催され、活動体制（組織体制・動員体制）が事前に通知される。

ウ 動員の目安

(ア) 府域に強い台風注が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するおそれがあるとき1号動員を目安とする。

注) 府域の予想最大風速（陸上）が30m/s 以上を目安とする。

- (イ) 府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき
3号動員を目安とする。
- オ 河川氾濫のおそれがある場合
動員の対象は、区役所に関しては避難対象区に限定されるが、状況により拡大する。
 - (ア) 自動参集の基準
 - A 避難情報を発令するおそれがあるとき
3号動員の指令を発する。
 - B 避難情報を発令したとき
2号動員の指令を発する。
 - C 災害が発生したとき
1号動員の指令を発する。
- カ 高潮のおそれがある場合
高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難勧告等実施要領」による。動員の対象は、区役所に関しては避難対象区に限定されるが、状況により拡大する。
 - (ア) ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき
4号動員もしくは3号動員を目安として警戒体制検討会議で検討し、決定する。
 - (イ) 避難情報を発令するおそれがあるとき
3号動員の指令を発する。
 - (ウ) 避難情報を発令したとき
2号動員の指令を発する。
 - (エ) 災害が発生したとき
1号動員の指令を発する

2-2 動員計画の周知

- (1) 区長は、本計画及び区役所の動員計画に基づき、職員に計画内容を周知する。
- (2) 区役所は、危機管理室より報告を受けた直近参集者の業務内容を取り決め、その職員に通知する。
- (3) 区長は、区役所が実施する訓練や研修等に職員及び直近参集者を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。

2-3 動員の指令

- (1) 勤務時間内における指令の伝達
勤務時間内において指令が発せられたときは、区長から職員に逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。
- (2) 勤務時間外における指令の伝達
勤務時間外において、職員は、テレビ及びラジオ等で自ら情報を収集し、伝達を待つことなく自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、区長は直ちに職員を招集しなければならない。
- (3) 区長は、危機管理監から動員の指令が発せられていない場合において、区役所において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することがで

きる。

- (4) 区長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。

2-4 動員の報告

区長は、動員指令に基づいて職員を招集・参集したときは、その状況を取りまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

2-5 応援職員の要請

区長は、職員が不足し他部署の職員の応援を必要とするときは、市本部人事部長に要請する。

表 動員体制一覧

地震・津波

震度	発令動員 【自動参集】	動員人員	体制
震度6弱以上	1号動員+直近参集	全員+直近	区災害対策本部
震度5強	2号動員+直近参集	2号+3号+4号+直近	
震度5弱	2号動員(緊急区本部員を含む)	2号+3号+4号	
震度4	3号動員	3号+4号	区災害対策警戒本部
震度3以下(長周期地震動「階級3又は4」を観測した場合)	4号動員	4号	情報連絡体制
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)発表	4号動員	4号	区災害対策警戒本部
津波注意報 1m以下	4号動員	班体制又は4号動員対象者全員	情報連絡体制
津波警報 津波高3m以下	2号動員+直近参集	2号+3号+4号+直近	区災害対策本部
大津波警報 津波高3m超	1号動員+直近参集	全員+直近	区災害対策本部

風水害(気象)

以下変更 動員基準 警戒レベル・警報等の種類	発令動員	動員人員	参集場所 体制
---------------------------	------	------	------------

<ul style="list-style-type: none"> ・府域に強い台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき注1)注3) ・市域に特別警報(大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪)が発表されたとき ・災害(河川氾濫・高潮)が発生したとき注2) 	1号動員	全員 1+2+3+4 直近	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報(河川氾濫・高潮)注2)を発令したとき 	2号動員	所属長 並びに 指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・府域に台風が上陸、あるいは、接近するおそれがあるとき注3) ・避難情報(河川氾濫・高潮)注2)を発令するおそれがあるとき ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき注3) 	3号動員	指定職員	所属参集
<ul style="list-style-type: none"> ・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・大雨・洪水警報が発表されたとき注4) 	4号動員	指定職員	所属参集

注1) 府域の予想最大風速(陸上で30m/s以上)を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注2) 河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は避難対象の区とし、状況により拡大する。

注3) 実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。

注4) 危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

第2章 防災教育・訓練

第3節 防災知識の普及・防災教育

災害による被害の軽減を図るためには、地震や地震被害、その他の災害、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとするためには、職員をはじめ、防災関係機関、区民等、事業者など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。地震による災害は場合によっては広範囲にわたり、同時に多数の火災、救助・救急事象が発生するとともに、交通混乱等各種の被害が予想される。このため防災知識の普及は、まず地震等の災害が発生した場合の起こりうる事象や、防災対策の基本情報を正確に理解すること、職員及び直近参集者をはじめ、各防災関係機関、区民等、事業者が自らの役割を理解することが重要である。特に、大規模地震などの災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る(自助)」「自らの地域は自らで守る(共助)」ために区民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と

市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、高齢者、障がい者、多様な性によるニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女及び多様な性等の視点を考慮するとともに被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。また、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、区民等の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮して地域において支援できるよう、各機関は指導助言する。また、被災時の男女及び多様な性等の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。なお、水害ハザードマップ等を活用する際には、今後発生する可能性が高いとされている東南海・南海地震や、南海トラフ巨大地震では、大阪にも津波が襲来することが想定されており、津波浸水区域も視野に入れた水害ハザードマップ等を活用し、津波防災に関する知識の普及、啓発も行う。

3-1 職員に対する防災知識の普及啓発

災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また職員自らが被災者になる可能性があるなど不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初期段階では参集職員数も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。

しかし、このような状況下においても、職員は、災害応急活動の実行上の主体として区民等から期待されており、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努めなければならない。全職員への防災教育をより一層充実させる。

(1) 職員及び直近参集者に対する防災研修の実施

職員を対象とした、危機管理意識の醸成、地域防災計画の理解、防災技術等の習得を行う。

ア 職員への防災研修

職員に対する研修において、防災研修のカリキュラムを取り入れ、防災研修を実施する。また、災害発生時に的確な情報の収集・伝達ができるよう、防災業務の流れも含めた防災情報システムの端末操作研修を定期的実施していく。

3-2 区民等に対する防災知識の普及啓発

大規模地震の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、行政等の防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。このため、危機管理室、消防局及び区役所は連携して、区民等に対しては、災害等の知識、災害への備え、災害時の行動について普及を図り、それぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自らの地域は自らで守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する支援の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。また、区内に滞在及び通過する区民等に対しても、水害ハザードマップ等を活用するなど、都島区域

における災害リスクの周知を図り防災知識の普及啓発に努める。また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

(1) 普及啓発の内容

ア 災害等の知識

- (ア) 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- (イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- (ウ) 地域の地形、危険場所
- (エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承
- (オ) 地域社会への貢献
- (カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識
- (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性を認識するとともに、逃げ遅れないよう「自分は災害に遭わない」という思い込み（正常性バイアス）が、災害時に強く働くおそれがあることを認識するなど、タイムミスを逸することなく適切な行動をとること

イ 災害への備え

- (ア) 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料及び携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、飲料水等）の準備
- (ウ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (エ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- (オ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀、擁壁の安全対策
- (カ) 避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路、避難所（津波避難ビル、コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- (キ) 住宅の耐震診断と耐震改修の必要性
- (ク) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- (ケ) 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- (コ) 警報等発表時や高齢者等避難（呼称：高齢者等避難）、避難指示（呼称：全員避難）といった避難情報の発令時にとるべき行動や、そのための準備
- (サ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- (シ) 消火器、感震ブレーカーの設置

ウ 災害時の行動

- (ア) 身の安全の確保方法
- (イ) 情報の入手方法
- (ウ) 気象予警報や避難情報等の意味
- (エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- (オ) 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動
- (カ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- (キ) 避難情報が発令された際にとるべき具体的行動
- (ク) 避難行動要支援者への支援
- (ケ) 初期消火、救出救護活動
- (コ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (サ) 避難生活に関する知識
- (シ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- (ス) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- (セ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

(2) 普及啓発の方法

ア 講演会、出前講座等による防災知識の普及

年間を通じて機会をとらまえ、講演会、出前講座等を実施して、区民等の防災知識の普及を図る。

イ 地域イベントにおける啓発活動

地域で開催される各種イベントにおいて、説明会・体験会・チラシの配布等を実施することにより防災知識の普及に努める。

ウ 印刷物による防災知識の普及

(ア) 防災マップの配布

災害の種類に応じた避難場所や災害時避難所、避難路等を確認できるよう防災マップを配布する。

(イ) 水害ハザードマップの配布

地震動や津波、河川氾濫等の自然災害に関するリスクを分かりやすく図示した水害ハザードマップは、区民等の防災意識や防災力の向上に資するものであることから、危機管理室と協力しその作成・配布等を行う。

(ウ) 市民防災マニュアルの活用

区民等が自発的・主体的に防災活動に取り組むことができるように危機管理室が作成した「市民防災マニュアル」を、区民等を対象とした研修会やワークショップなどで積極的に活用し、区民等の防災意識の高揚を図り、地域における自主防災活動の活性化に努める。

(エ) 広報ツールを活用した防災知識の普及

区役所ホームページや広報誌、SNS等において防災情報を提供するとともに、防災知識の普及に努める。

(3) 津波に対する知識の普及啓発

様々な機会を活用し、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発に取り組む。

3-3 児童・生徒等に対する防災・減災教育

防災意識を高め、次世代へ着実に継承していくためには、学校園における防災・減災教育が重要である。学校園は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、各教科、道徳、特別活動等の指導における副読本等の教材・資料の作成、避難訓練や応急措置等の充実を図り、児童・生徒の発達段階や学校園等の実態に応じた防災・減災教育を実施する。

(1) 学校園等における安全教育

「防災に関する指導については、教育活動を通して計画的・継続的に実施し、さまざまな災害発生時における危険と正しい備え、安全に避難する方法など防災教育の基礎となる基本的な知識が身につくよう適切な指導に努める。」、「自然災害等の危険に際しては、『減災』の考え方を踏まえ、幼児・児童・生徒が状況に応じて、自らの命を守り抜くため主体的に行動するとともに、他の人や地域社会の安全に貢献できるよう資質や能力を養うように努める。」(平成24年度学校教育指針より)という立場で実施するとともに、地域社会の一員としての自覚の育成に努める。

ア 学校園等での安全教育

学校園等においては、各教科・道徳（小・中）・日常の保育での安全に関する学習、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）や学校行事など、全教育活動等を通じて安全教育を実施する。区役所はこれを積極的に協力・支援する。

3-4 事業所等における防災教育

区役所は、防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第4節 防災訓練の実施

防災知識や防災技術は、普段の訓練の積み重ねで実際に体を動かすことにより災害発生時などの緊急時に大きな期待ができる。実践的な防災訓練は、計画を熟知し災害時の対応能力を高め、区民等・事業者・防災関係機関・ボランティア及び行政機関の連携協調体制を確立するのに大きな効果があるほか、区民等に対する防災知識の普及や防災対応行動力の向上の効果が期待できる。区役所においては、大阪市やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、区を中心とした防災訓練、自主防災組織を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した新しい形態による実践的な訓練を積極的に実施する。各種防災訓練においては、区民等・事業者・行政機関、その他の防災関係機関が協力して参加し、災害時における各々の防災的な役割について相互に理解するとともに防災技術の習得、広範な区民等への防災意識の啓発を行う。また、訓練結果の分析評価を行い、防災対策の充実を図る。特に、自主防災組織を中心とした防災訓練は、区民等自らの発意により企画、実施ができる体制を推進し、きめ細かく実践的な訓練やイベント性を取り入れた訓練などにより広範な区民等の参加を求め、「自らの地域は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得をめざす。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ防災組織体制の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

4-1 区役所における防災訓練の実施

(1) 大阪市総合防災訓練

9月1日の「防災の日」を中心とした時期に、市域内において、地震災害・風水害等の広域複合災害が発生した場合を想定して、避難誘導、初期消火、救出・救護、消防・警察・自衛隊による合同訓練、ライフライン復旧訓練等を内容とした「大阪市総合防災訓練」を実施する。

区役所においても、この訓練に積極的に参加し、自身の災害時の行動を確認するとともに、災害発生時における各関係機関の相互協力関係を確認することで平常時からの連携体制を構築する。

(2) 大阪市震災総合訓練

1月17日の「防災とボランティアの日」を中心とした時期に、大地震が発生したとの

想定のもと、勤務時間外の場合に備えての、職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練等を内容とした「大阪市震災総合訓練」を実施する。この訓練では、大地震が発生したとの想定のもと、緊急本部員、緊急区本部員をはじめ、全所属を対象として徒歩等による非常参集訓練を実施するとともに、防災情報システムや防災行政無線等を活用し、市本部や区本部の設置訓練及び市本部と各部、各区本部、防災関係機関等との情報収集伝達訓練を実施する。区役所においても、災害対策本部での総合的な情報分析、意思決定訓練を行い、災害発生の初期初動体制の確実な立ち上げ、各機関等の連携の確認と本部員等の意思決定方法の習熟のため積極的に参加する。

(3) 都島区職員防災訓練

都島区職員防災訓練は、災害情報の収集・伝達をはじめとした各班の分掌業務の実践等災害対応を行い、区本部の円滑な運用、職員の防災意識の高揚を図るものである。区役所は、防災関係機関や自主防災組織と連携し、実践に即した訓練を段階的に行うことで職員の災害対応能力のさらなる向上を図る。

区防災訓練には広く地域住民等の参加を求め、地域防災リーダーを中心とした訓練や地域に配備した資機材や無線機を活用した訓練を取り入れる。

また、区役所、消防、警察、防災関係機関が連携して、できるだけ高齢者や障がい者等の支援を要する者も参加できるよう配慮したうえで、多くの地域住民等が直接参加する以下の内容の実践に即した訓練を実施し、かつ地域防災リーダーが日頃の訓練成果を発揮するため地域住民等を指導することにより、区本部や自主防災組織の防災活動の円滑化と地域住民等の連帯感の形成と熟練を図ることに努める。

(4) 緊急区本部員、直近参集者に対する訓練

緊急区本部員として指名された職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に迅速的確に初期初動体制の確立を図り、災害対策区本部長を補佐する業務に習熟するため、次の訓練等に参加し防災技術等を習得する。

ア 大阪市震災総合訓練への参加

非常参集、災害対策本部設置運用等の非常参集訓練及び、避難所の開設、被害状況の把握、避難誘導等の大阪市震災総合訓練に参加する。

イ 通信訓練への参加

総合防災情報システム、防災行政無線、無線ファクシミリを使用した一斉通報、個別通信等の通信訓練に参加する。

4-2 区民等・事業所における防災訓練の実施

地域の防災訓練は、地域防災リーダーが中心となり地域での防災訓練を行い、一人でも多くの地域内の人々が防災活動に必要な知識や技術の習得を図るために実施する。

事業所は地域社会の一員として、積極的に自らの施設や財産、従業員等の生命や身体の安全の確保と周辺地域の防災のため、全従業員が協力して被害の軽減と二次災害の防止を図るため、防災訓練を実施する。

(1) 避難所開設・運営訓練

発災当初から自主防災組織を中心に避難所の開設と自主運営を円滑に行えるよう避難所開設・運営訓練を実施する。なお、訓練の実施にあたっては、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮するものとする。

(2) 情報交換訓練

地域防災リーダー等が防災行政無線を使用した、区本部との情報交換訓練を実施する。

(3) 消火・救出訓練

地域に配備された消火、救出救護用資器材を利用した訓練を実施する。

(4) 給食・給水訓練

地域防災リーダー等が行政機関等から提供された飲料水や炊出しによる食料の配給訓練を実施する。